

## 第15号議案

### 「公益的法人等への職員の派遣等に関する条例の一部を改正する条例」

#### 1 概要

区では、「公益的法人等への一般職の地方公務員の派遣等に関する法律」の規定に基づき、公益的法人等への職員の派遣等に関する条例を制定し、当該法人に職員を派遣してきたところである。

#### 2 改正内容

- 「公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会」を派遣先から削除する。
- 「一般財団法人道路管理センター」を派遣先に追加する。

#### 3 施行日

令和4年4月1日

#### ○新旧対照表

| 新   | 旧  |
|---|--|
| <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(1) 公益社団法人品川区シルバー人材センター<br/>(2) 公益財団法人品川文化振興事業団<br/>(3) 公益財団法人品川区国際友好協会<br/>(4) 公益財団法人品川区スポーツ協会<br/>(5) 社会福祉法人品川区社会福祉協議会<br/>(6) <u>一般財団法人道路管理センター</u></p> <p>(第2項および第3項省略)</p> <p>付 則</p> <p>1 この条例は、令和4年4月1日から施行する。<br/><u>ただし、次項の規定は、公布の日から施行する。</u></p> <p>2 <u>一般財団法人道路管理センターに職員を派遣することに</u>に関して必要な手続は、この条例の施行の日前においても行うことができる。</p> | <p>(職員の派遣)</p> <p>第2条 任命権者は、次に掲げる団体との間の取決めにに基づき、当該団体の業務にその役職員として専ら従事させるため、職員（次項に定める職員を除く。）を派遣することができる。</p> <p>(1) <u>公益財団法人東京オリンピック・パラリンピック競技大会組織委員会</u></p> <p>(2) 公益社団法人品川区シルバー人材センター<br/>(3) 公益財団法人品川文化振興事業団<br/>(4) 公益財団法人品川区国際友好協会<br/>(5) 公益財団法人品川区スポーツ協会<br/>(6) 社会福祉法人品川区社会福祉協議会</p> <p><u>(追加)</u></p> <p>(第2項および第3項省略)</p> |